

発 信 者	警 務 部 長	発 信 年 月 日	2 9 . 1 0 . 1 2
宛 先	関 係 所 属 長	担 当 課	警 務 課

## 犯罪被害者支援活動等に関する広報活動の推進について

### 1 趣旨

毎年11月25日から12月1日までの間に設定された「犯罪被害者週間」にあわせて、犯罪被害者等が置かれている状況やそれらを踏まえた支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、警察が実施している被害者支援活動の内容を広く県民に周知するため、重点的な広報活動を推進するもの。

### 2 広報活動の重点推進期間

平成29年11月1日（水）から同年11月30日（木）までの1か月間

### 3 広報内容

犯罪被害者等の現状と支援の必要性  
犯罪被害者等のための相談窓口  
犯罪被害給付制度及び警察における被害者支援施策  
地域における被害者支援ネットワーク  
NPO法人長野犯罪被害者支援センターの活動内容

### 4 広報手段

各種媒体の活用  
ポスターの掲出、リーフレット等の配布  
ケーブルテレビ、ラジオ、電光掲示板ニュース、有線放送、地域新聞等の活用  
ミニ広報紙、その他の警察広報紙（誌）への記事掲載  
地域情報紙、地方公共団体等が発行する広報紙（誌）への記事掲載要請  
警察主催の各種会議、講習会等の機会を活用した広報活動  
地域、学校行事等の参加機会における各種相談窓口の案内  
被害者支援地域ネットワーク関係機関のイベント等における協働広報活動  
民間被害者支援団体「NPO法人長野犯罪被害者支援センター」の広報活動に対する協力

### 5 報告

（省略）

### 6 その他

（省略）